

## 返戻金制度に関する事項

本所の紹介により就職した者が就職者本人の事由により退職に至った場合、求人者より頂戴した紹介手数料を返戻する制度があり、以下を基本としています。

1. 入社後1か月以内で退職の場合は80%を返還
2. 入社後1か月を超え3か月以内で退職の場合は50%を返還
3. 入社後3か月を超え6か月以内で退職の場合は10%を返還

※本件、制度の詳細・適用については各求人者との有料職業紹介契約書において定めています。

許可番号 13・ユ-308136  
ジェンパクト株式会社